



教育訓練給付制度(一般)とは

以下、教育訓練給付制度に関する説明は、全て「一般教育訓練」についての内容です。「専門実践教育訓練」ではありませんのでご注意ください。

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者※(在職者)または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った入会金・受講料の20%(上限10万円)がハローワークから支給されます。

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

注意事項

- 教育訓練給付制度のご利用をお考えの方は、受講申込前にTAC発行の「教育訓練給付制度パンフレット」にて制度の内容ならびに対象コースを必ずご確認ください。
- 教育訓練給付制度をご利用希望の場合は、「TAC/Wセミナー教育訓練給付制度申請申込書」をTACへご提出ください。

詳しくは以下の『申込みから受給まで(各STEP)』をご確認ください。



(※1) 支給要件期間…受講開始日までの間に雇用保険の一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者として雇用された期間(雇用保険への加入期間)をいいます。

(※2) 給付制限期間…前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

★詳細についてはTAC発行の「教育訓練給付制度パンフレット」をご覧ください。 ホームページは [TAC給付 検索 https://www.tac-school.co.jp/kyufu.html](https://www.tac-school.co.jp/kyufu.html)

2018年6月1日現在



「一級建築士設計製図本科生プラス」での教育訓練給付制度(一般)のご利用について

「一級建築士設計製図本科生プラス」は対象コースではありませんが、直前講義を除いた「一級建築士設計製図本科生」に該当する部分は対象となります。

一級建築士
設計製図本科生
プラス

一級建築士設計製図本科生 全10回

- ・通学メディア(7月開講)
- ・通信メディア(7月教材初回発送)

教育訓練給付制度 **対象**

直前講義 全2回

教育訓練給付制度 **対象外**

制度利用をご希望の場合は、下記【注意事項】を必ずご確認ください。

また、講座のお申込とは別に「教育訓練給付制度(一般)申請申込書」の記入提出が必要です。

制度の詳細及び、対象となる金額や手続方法は、TAC各校受付窓口までお問い合わせください。

【注意事項】

■「直前講義」は対象とならない為、「直前講義」に該当する受講料は教育訓練経費の対象となりません。

■通学メディア(教室講座、ビデオブース講座)でご利用の場合、対象となるコースの開講日においてご自身の支給要件を満たしていることが必要です。

「一級建築士設計製図本科生」 7月開講 開講日

※「直前講義」は修了要件となる出席率の対象となりません。教育訓練の修了日は「一級建築士設計製図本科生」の講義最終日の1週間後(予定)となります。

※WebフォローやDLフォローによる出席は出席率に加算されません。

■通信メディア(Web通信講座)でご利用の場合、教材初回発送日においてご自身の支給要件を満たしていることが必要です。

「一級建築士設計製図本科生」 教材初回発送日 2020年7月上旬

※初回発送日の日付は2019年12月頃決定いたします。

※修了要件を満たすには、提出対象となる4回課題全ての提出が必要です。「直前講義」に提出対象となる添削答案はありません。